

令和8年度 障害者福祉基金 フェスピック事業助成のご案内

(ひろく障がい者の社会参加とふれあい交流の促進を支援する助成金)

1. 目的

障がい者の社会参加および地域住民とのふれあい交流のために実施する福祉事業を支援することで、障がい者の福祉増進を図ることを目的とします。

2. 助成対象事業

神戸市内に事務所を有する施設・団体が実施する、障がい者の社会参加および地域住民とのふれあい交流を目的とした事業を対象とします。

<対象とならない事業>

- ・自立支援給付の対象になっている事業
- ・施設利用者や団体会員のみの親睦を目的とした事業
- ・バザーなどの収益を目的とした事業

3. 助成対象経費

対象事業を実施するために必要な経費を助成します。

(会場費、講師・ボランティアの謝礼、交通費、接遇費、通信運搬費、消耗品費、印刷費など)

※飲食代、娯楽費、職員(団体関係者等)の人物費は対象外とします。

例)昼食などの飲食費は対象外、講師接遇の為のお茶や茶菓子等の接遇費は対象

4. 助成額

- (1)全市を対象に実施する事業 … 上限6万円
 - (2)区域または一部地域を対象に実施する事業 … 上限3万円
- (ただし、いずれの場合も総事業費の2分の1以内とする)

*国及び自治体や社会福祉協議会等の公的団体から助成を受ける場合は、総事業費の1/2から他の助成金を差し引いた額を基に、当助成金での助成額を決定します(上限あり)

*申請は、1団体につき1事業までとします。

5. 実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日に実施する事業

6. 申請手続き

下記いずれかの方法により申請してください。

(1) 所定の申請書、予算書に必要事項をご記入のうえ、下記住所へ郵送にて申請。

申請様式は本会ホームページからダウンロードしてください。

本会ホームページ(https://www.with-kobe.or.jp/detail/syougai_josei/)

(2) WEB フォームより申込み →



※振込先となる口座情報が確認できるよう通帳のコピーを添付してください。

※初申請の団体は、団体概要および活動内容がわかる資料を添付してください。

7. 申請期日

令和8年2月12日(木)必着 ※厳守願います。

8. 助成金送金までの流れ

(1) 申請内容を本会で審査のうえ助成先を決定し、通知します(5月下旬予定)

(2) 助成決定団体に対し、助成金を送金します(6月上旬予定)

9. 実施報告

・助成事業終了後、1ヶ月以内に実施報告書及び決算書をご提出ください。

※令和9年3月中に実施する事業については、令和9年4月2日(金)を最終期限とします。

10. 注意事項

(1) 申請団体数や申請内容によっては、減額もしくは不承認となる場合があります。

(2) 事業内容の変更、事業の中止等が生じた際は、速やかに下記までご連絡ください。

<申請・問い合わせ先>

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部 (担当:深田・宮本・養性)

〒651-0086 神戸市中央区磯上通3-1-32

TEL:(078)271-5317

FAX:(078)271-5366

Email:kobenomirai@with-kobe.or.jp